

## ➤ 特別管理廃棄物の保管基準

特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物）を保管する場合、生活環境の保全上支障のないよう、下記①～⑧の基準を遵守しなければなりません。

なお、事業活動に伴い特別管理産業廃棄物が生じる事業場には特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、市に報告しなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者の報告については「特別管理産業廃棄物管理責任者報告について」をご確認ください。

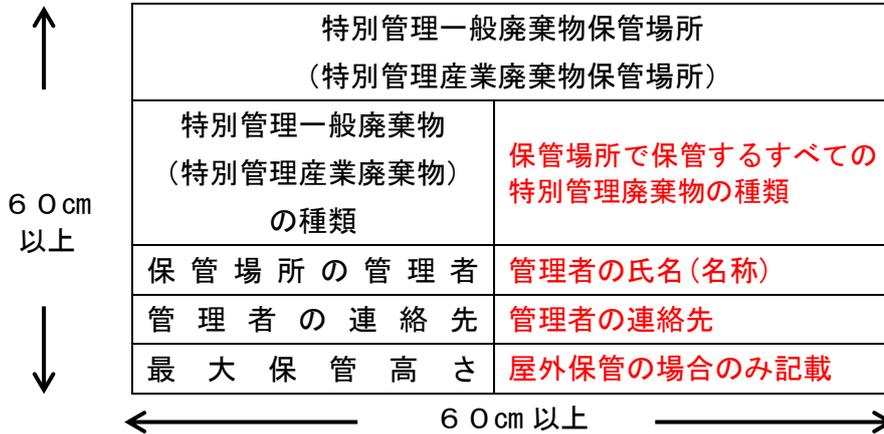
※ 特別管理一般廃棄物については、収集運搬における積替え保管又は処分を行うための保管場所に基準が適用されます。

② 特別管理廃棄物保管場所の周囲に囲いが設けられていること。

※ 囲いに保管する特別管理廃棄物の荷重がかかる場合は構造耐力上安全であること。

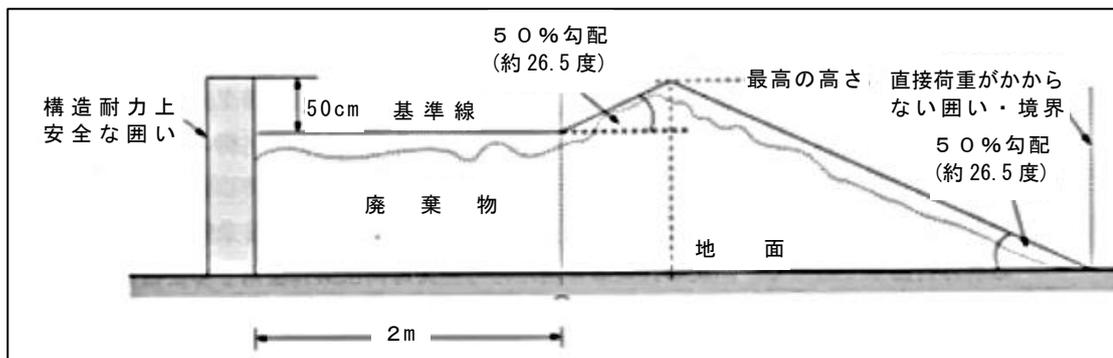
③ 見やすい場に特別管理廃棄物保管場所の掲示板が設けられていること。

※ 下図の記載例を参考に作成すること。



④ 特別管理廃棄物保管場所から特別管理廃棄物が飛散、流出、地下浸透及び悪臭が発散しないよう以下の措置を講じること。

- ・ 保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合、排水溝の設置、不浸透性材料による床面設置等の汚染水対策を行うこと。
- ・ 保管場所が屋外にある場合、下図の制限高さを超えて特別管理廃棄物を積み上げないこと。



(出典：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターHP)

⑤ 特別管理廃棄物保管場所において、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。

⑥ 特別管理廃棄物保管場所に仕切りを設ける等、他のものと混合するおそれのないよう措置を講じること。

※ 感染性廃棄物又は廃水銀廃棄物を保管する場合、その他のものが混入しないための措置が講じられているときは、一般廃棄物と産業廃棄物を混在して保管することができます。

⑦ 特別管理廃棄物の種類に応じ、必要な措置を講じること。

※ 水銀廃棄物については「水銀を含む産業廃棄物について」や環境省のホームページをあわせてご確認ください。

揮発性廃油、PCB 廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の揮発防止のために必要な措置</li> <li>・ 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置</li> </ul>
廃酸、廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器に入れ密封する等、廃棄物による腐食を防止するために必要な措置</li> </ul>
PCB 廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の腐食を防止するために必要な措置</li> </ul>
廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梱包する等、飛散防止のために必要な措置</li> </ul>
腐敗するおそれのある特別管理廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の腐食を防止するために必要な措置</li> </ul>
廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器に入れ密封する等、廃棄物の揮発防止のために必要な措置</li> <li>・ 廃棄物が高温にさらされないために必要な措置</li> <li>・ 腐食防止のために必要な措置</li> </ul>

⑧ 特別管理産業廃棄物の処理を行うにあたり特別管理産業廃棄物の保管を行う場合、以下の数量を越えないこと。

特別管理産業廃棄物の収集運搬において	
特別管理産業廃棄物の積替保管を行う場合	1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量
特別管理産業廃棄物の処分において	
特別管理産業廃棄物の保管を行う場合	処理施設における1日当たりの処理能力の1.4倍の数量

※ 収集運搬における廃棄物の保管は、基準に適合する積替えを行う場合を除き、行うことができません。

特別管理廃棄物の積替え保管基準	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。</li> <li>・ 適切に保管できる量を超えないこと。</li> <li>・ 特別管理廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。</li> </ul>	

- ⑨ 特別管理産業廃棄物の発生場所以外の場所で、許可・届出が必要な面積以上の範囲に自社の特別管理産業廃棄物を保管する場合、必要な手続きを行うこと。

市条例許可	
産業廃棄物の種類	すべての特別管理産業廃棄物
対象面積	100㎡以上
廃棄物処理法届出	
廃棄物の種類	建設工事に伴い生じる特別管理産業廃棄物
対象面積	300㎡以上

※ 法の届出対象となる場合は、市条例の許可もあわせて必要です。